

郡市民 第57号
令和8年8月4日

郡上市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 北山浩樹様

郡上市長 山川 弘保

諮問書

郡上市国民健康保険条例施行規則第1条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

【諮問事項】

- 第1 郡上市国民健康保険税率の改定について
- 第2 郡上市国民健康保険税の賦課、通知方法の変更について

【諮問理由】

第1については、令和7年度の税率改定により、赤字幅は縮小しましたが依然として赤字決算は続いており、脆弱な財政状況が続いております。1人当たりの医療費（保険給付費）は増加の一途をたどっており、また、将来的に保険料を県で統一されることを見越し、再度の税率改定について諮問します。

第2については、国保税の賦課に関する通知書を年2回通知していたものを1回に切替えることにより、被保険者は年間の納付税額が分かりやすくなり、計画的な納税に繋がる、また市としても経費節減と事務効率化を図るものとして、国保税の賦課、通知方法の変更について諮問します。